

●小型特殊自動車の判定方法●

①道路運送車両法施行規則別表第1による分類

特殊自動車

フォークリフト、ショベルローダ、タイヤローダ、グレータ、ロードローダ、ロードステビライザ、スクレーパ、ロータリー除雪自動車、タイヤドーザ、アスファルトフィニッシャ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォークローダー、ホイールクレーン、ストラルドキャリア、ターレット式構内自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、林内作業車、原野作業車、ホイールキャリア、草刈作業車等

農耕作業用車

農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取り脱穀作業車(コンバイン)、田植え機
国土交通大臣の指定する農業作業用自動車など

②車両の大きさと最高速度による分類
(道路交通法施行規則第2条、第7条の14)

A. 全長	4. 7m以下
B. 全幅	1. 7m以下
C. 全高	2.0m以下(ヘッドガード等を除いた部分が2.0m以下の場合は2.8m以下)
D. 全高	2. 8m以下
E. 最高速度	15km/h以下

注意! 最高速度は、制限速度ではありません。

②最高速度による分類
(道路交通法施行規則第7条の14)

35km/h未満	35km/h以上
小型特殊自動車 特定普通自動車	大型特殊自動車

A・B・C・Eの全ての要件の範囲内	左記以外
小型特殊自動車	大型特殊自動車
A・B・D・Eの全ての要件の範囲内	左記以外
特定普通自動車(新小型特殊自動車)	大型特殊自動車

【軽自動車税】

ナンバー交付が必要!
★税額 5,800円
(役場 税務課にて)

【償却資産】

ナンバー交付は公道を
走る場合のみ。
(陸運支局にて)

【軽自動車税】

ナンバー交付が必要!
★税額 2,000円
(役場 税務課にて)

【償却資産】

ナンバー交付は公道を
走る場合のみ。
(陸運支局にて)

～留意点～

※ 軽自動車税は所有していることに基づいて課税されます。公道走行の有無とは無関係になりますので、所有している場合は、必ず申告をして、ナンバープレートの交付を受けてください。

※ 大型特殊自動車は、公道を走る場合のみ、ナンバープレートの交付を受けてください。
(宮崎陸運支局 電話 : 050-5540-2088)

お問い合わせはこちらまで
<川南町役場 税務課 課税係> 電話 : 0983-27-8003